

令和5年5月2日（火）

保護者の皆様

群馬県立太田東高等学校  
校長 榎本 功

### 5月8日以降の新型コロナウイルス感染時の対応の変更について

新緑の候、保護者の皆様におかれましては、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。日頃より本校の教育活動に御理解と御協力を賜りまして、心より感謝申し上げます。

さて、本年5月8日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症に移行されることを踏まえ、生徒の欠席等の対応について下記のとおりとします。

なお、5類感染症への移行後においても、家庭との連携による生徒の健康状態の把握や、適切な換気の確保、手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導等、引き続き対策を講じていくことが必要と考えます。生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう努めて参りますので、御理解と御協力のほどお願い申し上げます。

### 記

#### 1 生徒自身に発熱等の症状がある場合

発熱等の症状を以て直ちに「出席停止」にはなりません（→「欠席」）。ただし、感染拡大防止の観点から、自宅での療養をしていただくとともに、医療機関等での診察・検査を受けていただきますようお願いいたします。

医療機関等での診察・検査の結果、「陽性」であった場合は発熱等の症状があらわれた日に遡って「出席停止」となりますので、診療・検査の結果は必ず学校までご一報ください。

#### 2 「陽性」だった場合の出席停止期間について

出席停止の期間は発症した日の翌日を1日目として5日目まで、かつ、解熱剤を使用せずに解熱し、呼吸器症状が改善した日の翌日までを原則とします。

出席を開始するにあたっての医療機関等による「治癒証明」は現在のところ必要ありませんが、変更がある場合には追って御連絡をいたします。

また、発症から10日が経過するまでは、生徒へのマスク着用を推奨していただきますよう、お願いいたします。

#### 3 同居家族等が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合

同居家族が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合や、学校内で新型コロナウイルス感染症の患者と接触があった場合でも、生徒本人に新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない場合は「出席停止」にはなりません（通常通りの登校となります）。

接触後、発熱等の症状がある場合には、前記1の対応となります。

#### 4 感染が不安である場合

今後、新型コロナウイルス感染症が再拡大し、生徒本人に基礎疾患がある、あるいは同居家族に高齢者や基礎疾患などがある者がいるなどの事情があつて、感染が不安で休ませたい場合については、学校までご相談ください。